◆◆◆地域連携薬局認定申請について◆◆◆

◎　申請から認定までの標準的事務処理期間：１４日（保健所管内は２０日）

◎　申請手数料：11,000円

◎　提出部数：１部（写しを取って、控えを保管してください。）

１．地域連携薬局について

薬局のうち、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する要件に該当するものは、都道府県知事の認定を受けて「地域連携薬局」と称することができます。

申請に当たっては、原則、薬局開設許可後１年以上経過している必要があります。

２．認定要件の主なもの（※　詳細は、審査基準をご覧ください。）

（１）相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備を有すること

（２）利用者の薬剤等の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制を備えていること

（３）居宅等における服薬指導等について、月平均２回以上実施した実績があること

（４）麻薬小売業者の免許及び高度管理医療機器等販売業の許可を取得していること

（５）健康サポート薬局に関する研修を修了した常勤の薬剤師が勤務していること

当該研修実施機関は次のとおりです。（令和３年６月現在）

|  |  |
| --- | --- |
| [公益社団法人日本薬剤師会・公益財団法人日本薬剤師研修センター](http://www.nichiyaku.or.jp/) | [一般社団法人上田薬剤師会](http://www.uedayaku.org/) |
| [特定非営利活動法人 Healthy Aging Projects for Women](http://www.hap-fw.org/kenkou-suport/index.html) | [一般社団法人薬局共創未来人財育成機構](http://www.pfpd.or.jp/) |
| [一般社団法人日本保険薬局協会](http://www.nippon-pa.org/) | [一般社団法人日本薬業研修センター](http://www.yakken-ctr.jp/) |

最新の情報は、厚生労働省が指定する第三者機関（公益社団法人日本薬学会）のホームページを確認ください。<https://www.pharm.or.jp/ksupport/>

３．地域連携薬局認定申請

３－１　提出書類

①地域連携薬局認定申請書

②認定基準適合表

・所定の様式を用いて作成してください。

③申請者（法人の場合は、薬事に関する業務に責任を有する役員）に係る医師の診断書

・精神の機能の障がいにより業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ提出してください。

・発行後３ヵ月以内のものを添付してください。

３－２　各種様式の入手方法

様式については、大阪府庁ホームページからも入手できます。

　　　　大阪府庁ホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/）

→ 情報を探す「申請・届出」

→ 「名称や案内番号でさがす」の白枠に「薬局」を入力して検索

→ 「地域連携薬局、専門医療機関連携薬局認定関係

平面図の記載例

**平面図**（記載時の留意点）

* 認定要件である設備等が分かるように印をつけてください。
* 相談スペース（薬剤及び医薬品について情報の提供又は薬学的知見に基づく指導を行う区画）を明記してください。
* 相談スペースの椅子の有無を記載してください。
* 相談スペースの区画方法（パーティション等）を記載してください。
* 手すり、スロープ等高齢者、障がい者等の円滑な利用に配慮した構造設備を記載してください。
* 無菌製剤処理を自局にて対応する場合、無菌製剤処理を行う調剤室、クリーンベンチ又は安全キャビネットについて記載してください。

スロープ

手すり

出入口

トイレ

クリーンベンチ

無菌調剤室

前室

待合設備

事務室

パスボックス

（殺菌灯付）

無菌製剤

倉庫

準備室

エアシャワー

更衣室

医薬部外品

更衣室

脱衣

ロッカー

着衣

ロッカー

カウンター

介護用品

調剤台

調剤室

医薬品

調剤台

調剤台

相談スペース

調剤台

分包機

相談スペース・利用者の動線・無菌製剤処理にかかる設備が分かるように写真を撮ってください。

パーティション